

兵高教組

確定速報No.12

2017年2月2日 調査情報27号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

4月からの県「行革」による賃金カット 若年層で月額2000円～3000円、高齢層で約3000円の改善
 給料月額部分は1/4縮小 1.6%削減者(高齢層)→0.9%削減へ
 1.4%削減者(中堅層など)→0.7%削減へ

若年層や非常勤職員(1.1%削減者)などは完全回復

即時完全回復ならずも、前進面を受け、高教組は仮妥結

昨年の確定交渉から切り離されて、改めて協議となった県「行革」による賃金削減と旅行諸費についての最終交渉が2月1日(水)に行われました。

県「行革」による賃金削減については、最終交渉において、「給料月額のおおむねを1/4縮小。ただし若年層の減額措置は解消」という回答が示されました。地域手当の1.5%カットの継続など、県「行革」カット即時撤回からはかけ離れた内容でしたが、若年層や非正規職員の給料月額が完全回復したなどの前進面を受け止め、「来年度確定交渉で、地域手当も含めた賃金カットの解消を明確にすること」を強く要求した上で、仮妥結を決定しました。

また、旅行諸費については、「旅行諸費(通信費)300円は廃止するが、通信費の実費弁償は行う」「使い分けサービスを導入するが、登録を強いるものではない。サービスを利用しない人への実費支給については、今後検討していく」との回答を受け、こちらも仮妥結しました。



地域手当1.5%削減は継続 給料月額の完全回復も含め、来年度確定交渉へ 県教委回答のまとめ

県「行革」カットについて

給料表本体

段階的縮小として、次のように削減率縮小。
 ○一時金の職務加算10% : 1.6%削減→0.9%
 ○職務加算5% : 1.4%削減→0.7%
 ○職務加算なし : 1.1%削減→0%
 役職加算については賃金権利手帳53ページを参照下さい。

※おおむね0.7%を減らす、若年層については、強い要求を受け減額措置を解消する。
 ※これに伴って、県「行革」による賃金削減を受けている職員のうち1.1%を減額されている臨時講師や非常勤嘱託員についても、給料月額の減額措置は解消する。
 ※減額措置が継続する職員についても引き続き解消に向けて努力する。

地域手当

1.5%削減のまま変わらず

昨年の確定闘争において、地域手当は0.8%引き上げられ、2016年度4月に遡って1級地9.55% 2級地6.55% 3級地4.55%となりました。しかし、2017年4月からは、いったん0.3%が引き下げられます。したがって、1.5%の県「行革」削減後の4月からの地域手当は、1級地9.25% 2級地6.25%、3級地4.25%となります。

交渉の経緯

第2回交渉では、若年層については県「行革」カットを廃止する代わりに現給保障も廃止する提案がなされました。これに対して、交渉団からは「昨年の確定交渉で次年度協議になったものを蒸し返すな」などと怒りの声が出て、最終回答で撤回させることができました。しかし、地域手当については、最後までカット率の引き下げ提案は行いませんでした。

ただ、人事委員会から「給与抑制措置の解消方針を明確にし、確実に実行されること」との要請を受けていることについて「重々認識をしている」と昨年の確定交渉で述べたことについて、引き続き「認識している」ことを確認し、次年度の確定交渉(今年秋の交渉)で真摯に協議することを約束させました。



1月30日(月)教育次長室にて

ご協力ありがとうございました
 短期間の取り組みにも関わらず、4,081筆の署名を提出!

旅行諸費について

県教委、「使い分けサービス」利用を提案

通信費の実費支給の方法について、県教委は「使い分けサービス」の利用を提案しました(使い分けサービスの詳細については確定速報No.11を参照ください)。この提案を受け、交渉団は業者へ携帯番号を登録することは大変危険であることなど、その問題点を追及しました。

業者への登録は任意 他の方法も高教組と協議

これに対し県教委は、業者への携帯番号の登録は任意であり、登録を強いるものではない。現場にはそのことを丁寧に伝えていくと回答し、テレカ支給など他の実費支給の方法も今後協議に応じるとしました。

旅費全体を実費支給させることも課題

県教委は特別支援の修学旅行などの問題を認識しているとし、引き続き旅費の確保と、適正な運用を働きかけたいと回答しました。高教組としても、旅費全体の問題について、来年度の課題として取り組むことを表明しました。

- ① 「使い分けサービス」への登録は強制ではない。
- ② サービスを使わない人にも実費弁償を保障。
- ③ 旅費本体の実費弁償へ道を開いた。

以上の3点を確認できたことから、拡大闘争委員会において仮妥結を決定しました。

交渉団2.1ドキュメント

12:30～ 交渉団打合せ(兵庫教組と合同)
 13:15～ 第3回旅費交渉
 16:00～ 交渉団打合せ(兵庫教組と合同)
 16:30～ 第2回行革給与カット交渉
 17:30～ 拡大闘争委員会
 20:30～ 交渉団打合せ(兵庫教組と合同)
 21:10～ 第3回県「行革」カット交渉
 21:40～ 拡大闘争委員会